

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷二十五第

月五年六十和昭

論 叢

經濟學論の一節……………文學博士 高田保馬

國家購買力と國民購買力……………經濟學博士 谷口吉彦

信用の生産性……………經濟學士 中谷實

支那中央銀行に關する二三の建議について……………經濟學士 徳永清行

## 時 論

東亞の新體制について……………經濟學博士 石川興二

## 研 究

ナチスの農業勞働政策……………經濟學士 中川與之助

ハルムス世界經濟學の政治的意味……………經濟學士 松井清

## 說 苑

北京市商會の同郷性……………經濟學士 澤崎堅造

ピギー戰時財政とインフレーション……………經濟學士 三谷道麿

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

## 説苑

## 北京市商會の同郷性

澤崎 堅 造

現在の北京市商會は、民國十八年（昭和三年）に制定せられた新商會法に基くものであるが、それに對して舊商會法とは民國三年に初めて制定せられたものを指すのである。それより以前には、清の光緒二十九年に商會簡明章程が公布せられ、翌三十年に各省に商會が初めて設立せられたところまで遡ることが出来る（尤も上海の如きは少し前から独自のものがあつた）。勿論それ

よりも以前に古くから同業或は同郷の商人團體として商幫、莊客または公所、會館等があつたが、また現に存続してゐるが、それらと新しい商會とが如何に違ふか、また現に如何なる關係にあるかといふことなどは、

こゝに詳しく述べる必要はない。要はその動機にある。商會はやゝ外形的なものとして出来たのであり、公所その他が實質的なものとして残り、從て夫々の機能を分け持つと云ふことが出来よう。その動機といふのは、取りも直さず、制定當時、外國貿易が盛んになり國際的商業關係も複雑になるにつれ、外國式の同業組合及び商工會議所の如きものが必要となつたからに外ならぬ、云はゞ外的事情に適應せんとするものである。また實際にも、この様に形式的にでも綜合され統一されてゐた方が、相互の連絡にも都合よい計りか、殊に對外的に、例へば政府に對し或は外國に對してより強い勢力となることが出来るからである。

かくて出来た商會は、新商會法の制定によつて一層整備された。名稱も全國的に統一して、その地の名稱を冠することになり、例へば上海總商會は單に上海市商會となつた。商會は商人が集つて作ると云ふよりも、商業集團が作るといふやうになつた。同時に中商工業者も加入し得るやうになつた。その商業集團は、從來

の公所などに大體よるのであるが、新しく同業公會と名付けた。同業組合と同じである。この様な同業公會が五つ以上、または商法人或は商店の五十を以てその地の商會を作ることが出来ることとなつた。これは全く民間の機關であるが、當然にその地の官署の監督を受けるものである。かゝる商會は更に一省を以て全省商會聯合會、また全國を以て中華民國商會聯合會を作る。

更に商會の目的については、例へば「北京市商會章程」について見ると、「工商業及對外貿易之發展増進工商業公共之福利」を圖るを以て宗旨として、以下多くの會務を擧げてゐるが、それは要するに我が國の商業會議所のそれと大差はない。會員の權利として、從來の公所に於て見る相互の親睦といふ以外に、進んで政府に向つて保護救済を請求するか、會員間または會員外との確執があつた際に、それを和解しまたは代理をして呉れるやうに請求することが出来るとか、國産品の賣残りについては商會を通して同業者中に購入させるとか云ふことがある。なほ出版、廣告を安く行ふ

とか、所屬の商業學校に子弟が入學するとき、授業料を免じたり減じたりするとか、圖書の閱覽を許すとか云ふこともある。

商會の構成については、まづ會員が二種から成つてゐる。一つは公會會員、他は商店會員である。前者は同業公會にしてその商會に加盟してゐるものであり、後者はその市内にある法人又は商店にして同業者が無いか、同業者はあつても同業公會の組織がない場合に單獨に入會したものである。公會會員の代表者は、公會毎に一人を擧げることが出来る。併し使用人平均十五人を超えるものは超加人數十五人に充つる毎に代表者を一人増すことになつてゐる。併し如何に多い場合でも二十一人を超えることは出来ない。かゝる代表者から更に執行委員十五名、監察委員七名、なほ候補執行委員七名、候補監察委員三名が選ばれる。執行委員中の常務委員からして更に投票によつて主席が一人選ばれる。任期は主席も常務委員も共に二年、執行委員及び監察委員は四年である。會議は常務委員會が毎週

北京市商會の同郷性

一回、執行委員會は毎月少くも二回、監察委員會は少くも一回。大會は毎年一回、六月中に行はれることになつてゐる。

註一 全國省市、商會、工商同業公會(民國二十四年)、並會員數(同二十二年)

省市	商會	公會	會員
總數	四〇〇	五三三	三三、三三三
北京市	一	七	五、七五
青島市	一	三	一、三三八
天津市	一	六	?
上海市	一	九	?
南京市	一	四	?
江蘇省	一	一、五五七	四六、六五〇
浙江省	五	六六	一五、三八九
安徽省	五	九三	五、四四五
福建省	九	三三	七、三三三
江西省	一〇	三六	一、七九
湖北省	一六	四三	八、三六
湖南省	一八	五二	一〇、一六二
四川省	三	六八	二、六六三
山東省	五	二九	一五、八〇五
山西省	八	五九	一、〇〇一
河南省	六	三六	九、七

第五十二卷 六三〇 第五號 一一〇

河北省	六〇	三六	一〇、九三
綏遠省	四	一五	二、四
陝西省	一	七	?
遼寧省	一五	四	六、一
吉林省	一一	三	七、三
廣東省	一七	九	四、六六
廣西省	二	二五	四、一六
熱河省	二	二	六、八
威海衛	一	二	六、八
察哈爾	八	六	二、三三

商會總數中には、なほ青海、雲南の各二、東省特別區、寧夏、廣西、貴州の各一つを含む。なほ海外には、蘭領一八、英領八、米領四、佛領一、朝鮮一一、智利六、暹羅一三を數へる。

註二 北京市商會の事務所は、北京の正陽門の南方、外城のほとり中央にある電車の交叉點「珠市口」から西に少し這入つたその南側にある。附近は下町風の商店街で、雑沓を極めてゐる。事務所の建物は古風な純支那式のもので、簷を長く垂れた事務室が左右に二つと、正面に應接兼小會議室が一つ。大會議室へは横手の暗い處から這入る。中は相當に廣いが、一體に暗くて、且つ質素である。

11

民國廿七年(昭和十三年)六月刊行の「北京市商會會員

1) 中國經濟年鑑、二十五年版、第三編第十四章六五頁。  
 2) 中國經濟年鑑、二十五年版、下、第十三章一六頁。  
 3) 中國經濟年鑑、二十五年版、四、四の報

「録」によると、現在加盟してゐる同業公會は七十六、その會員は七千二百十七名、そこに使用されてゐる店員は五萬四千二百八十八人(一店平均七五人)。それになほ單獨入會の商店(公司工廠)會員は十二名を數へる。いまこれらの會員を、その業種によつて大體四つに分けるならば、

	總數	衣	食	住	其他
會員數	* 二 七三	一三九	* 四 三〇五	* 五 二、三三八	* 三 六七五
店員數	五、二六八	一、〇二五	三、七六六	一、四、一九一	六、九八八
一店當	七・五	八・一	七・四	六・四	一〇・二

\* 印は、商店會員を示す。店員數は報告あるもののみ。

次に會員數を業種別に示すと(括弧内は會員數)、

- (A) 衣——布(二五)、服裝(二六)、綢緞洋貨(吳服)(三七)、縐帶(五七)、皮革(三六)、細毛皮貨(三三)、老羊皮貨(六六)、估着(古着)(二二)、染(三三)、紡織染(三三)、棉花(四五)、毯(毛布)(六)、帽莊(二五)、靴鞋(三三)
- (B) 食——米莊(七三)、米麪(五〇)\*、陸陳(食料品)(七)、糧麥雜貨(八)、白油(三六)、油(二〇)、芝麻油(三五)、油酒醋醬油(五四)\*、酒(九)、乾鮮果(六)、乾果雜貨(三九)、羊肉(一九)、猪羊腸(三三)、猪類湯鍋(〇〇)、猪店(豚)(三三)、鴨(四

北京市商會の同郷性

- 三、魚(五五)、飯莊(三三)、茶莊(二三菸(煙草)(五三)、紙煙(六六)、糕點(菓子)(五三)、國藥(三三)、新葯(洋藥)(七七)、製氷)\*、

(C) 住——木(八五)、新舊木器(三三)、五金(金物)(六六)、銅鐵錫品(九三)、金店(八)、煤油洋廣貨(三七)\*、煤舖(石炭)(三三)、

- 煤棧(石炭卸)(二六)、磚瓦灰(四四)、玉器(六六)、古玩(二六)、金銀首飾(三三)、珠寶玉石(六六)、磁(四四)、紙(七七)、販莊(版面)(三三)、顏料(七七)、造胰(石鹼)(四三)、香燭熟藥(三三)、電料(四八)\*、鐘表(時計)(七五)、眼鏡(一)、井(三三)、浴堂(〇〇)、旅店(七七)

(D) 其他——車(三三)、長途汽車(自動車)(三三)、電車(一)、運輸棧(三三)、驛馬(二)、雜糧堆棧(倉庫)(二)、雜糧經紀(仲買)(七七)、兌換(三三)、當(當)(六七)、錢(兩替)(三三)、銀行(四四)、證券交易(一)、印刷(三三)、齊(木)(九五)、照相(寫真)(五三)、劇場(二)、自來水(水道)\*、

次に、これら會員をその出身地別に見るに當り、まづ省別にすると、

	總數	衣	食	住	其他
總數	七、〇三三	一、五八六	二、九七八	二、四四〇	三、〇二七
河北	四、三三五	六七七	一、〇四四	一、五七七	一、〇七二
山東	一、九八八	二六五	一、〇〇八	三九八	三七二
山西	六、四九	四〇四	一、八二一	一、四一四	二、九〇一
浙江	四、八	七	一九	八	一四

第五十二卷

六三一

第五號

一一一

4) 名稱の後に何れも「業」を附す。  
5) 出身地不明のものを除く。

江蘇	三	四	三	五	一〇
安徽	三	一	二五	二	四
察哈爾	三	一	九	三	一
廣東	一五	二	五	六	二
福建	七	一	四	一	二
河南	六	一	四	一	二
湖南	五	一	一	一	一
江西	四	二	一	一	一
四川	三	一	二	一	一
奉天	一	一	一	一	一
熱河	一	一	一	一	一
綏遠	一	一	一	一	一
甘肅	一	一	一	一	一

本表は出身地について報告あるもののみをとる。以下同じ

これによつて見ると、北京の在る河北省が最も多く、それに隣なる山東と山西の兩省が多いことも背かれ、それに次いでは上海附近の浙江、江蘇、安徽の三省が多く、次に獨り蒙疆の察哈爾が多いのも、北京に近いからであらう。その次は南支の廣東、福建の二省である。邊境に近い四川、奉天、熱河、綏遠、甘肅から極く少數の者が來てゐるわけである。

次に、業種別に比較的多數を占める者を擧げると、

業種	省名	實數	總數
(A) 衣	河北	一四	(一九五)
布	河北	一六	(一九六)
服裝	河北	一〇五	(一九七)
皮革	山東	七	(一九八)
估着	河北	四	(一九九)
棉花	河北	〇五	(二〇〇)
綉莊	河北	三	(二〇一)
靴鞋	山東	四九	(二〇二)
米麪	山東	七	(二〇三)
白油	河北	三	(二〇四)
猪羊腸	山東	一七	(二〇五)
猪類湯鍋	河北	五	(二〇六)
魚	山東	三	(二〇七)
飯莊	河北	八	(二〇八)
(C) 住	河北	三	(二〇九)
木器	河北	二	(二一〇)
金店	河北	一	(二一一)
煤油	河北	一	(二一二)
煤舖	河北	一	(二一三)
玉器	河北	一	(二一四)
古玩	河北	一	(二一五)
金銀首飾	河北	一	(二一六)
珠寶	河北	一	(二一七)

紙 河北 一五 (七〇)  
 販 山西 一三 (一三)  
 顔料 山西 七三 (七三)  
 鑽菱 河北 五五 (七五)  
 井 山東 三六 (四六)  
 (D)其他—車 河北 三三 (三三)  
 當 河北 八七 (八七)  
 錢 河北 三三 (三三)  
 書 河北 六六 (六六)  
 昭州 河北 六六 (六六)  
 刺場 河北 二二 (二二)

これによつて見ると、全體として河北省が多いが、或る種の業種—例へば估着、米麪、白油、猪類湯鍋、飯莊、井業等が山東省に、販業と顔料業とが山西省に比較的多いと云ふのが目立つてゐる。

更に小さく、縣別にして、比較的または絶對的に多いもので目立つてゐるものを挙げると、

業種	省名	縣名	實數	總數
(A)衣—估着	(山東)	掖縣	五三	(二二)
(B)食—米莊	(山東)	福山	五	(七)
米麪	(山東)	黃縣	三六	(五〇)

北京市商會の同郷性

(D)其他—	(C)住—	(B)木—	(A)油—
驛馬	木	糕點	白油
當	五金	紙煙	芝麻油
昭州	煤舖	魚	乾鮮果
	煤棧	羊肉	乾果雜貨
	磚瓦灰		
	珠寶		
	顏料		
	浴堂		

  

省名	縣名	實數	總數
(山東)	掖縣	六	(七〇)
(山東)	廣饒	六	(七〇)
(河北)	北京	五	(九〇)
(山西)	文水	五	(九〇)
(河北)	北京	三	(九九)
(河北)	大興	六	(九五)
(河北)	北京	六	(六六)
(河北)	大興	三	(六六)
(河北)	深縣	三	(六六)
(河北)	棗強	三	(六六)
(河北)	宛平	六	(四〇)
(河北)	宛平	六	(四〇)
(山東)	掖縣	五	(二六)
(河北)	北京	三	(二六)
(山西)	平遙	三	(二六)
(河北)	定興	七	(二六)
(河北)	宛平	六	(三三)
(河北)	北京	七	(三七)
(河北)	宛平	六	(三七)

右によつて見ると、出身地を比較的遠いところに持つてゐて、而も同郷性の極めて強いものがあることに氣附く。例へば「衣」に關して染業、估着業、細毛皮

業、布業が、山東省の東北端にある福山、掖縣、昌邑など。洋貨業が濟南の東北に當る章邱など。「食」に關しては、紙煙業が河北省の南部の衡水。米莊業、陸陳業、麪業、白油業、飯莊業、芝麻油業等が夫々山東省の東北の福山、黃縣、掖縣、黃饒等。また油酒醋醬油業、雜糧經紀業、乾果雜貨業が山西省の太谷や文水など。「住」に關しては、磚瓦灰業が山東省の掖縣、井業が濟南の西市の平陰。顔料業、磁業、賑莊業が夫々山西省の平遙、長治、介休などである。また「其他」に於て、錢業、書業等が河北省の南部の深縣や冀縣などであること、銀行業が全く離れた安徽省であることなども珍らしい。そして一體に、舊來からの業種には同郷性が強く、近代的な業種には薄いといふことが見られる。

## 三

以上によつて北京市商會を構成する會員の同郷性について、それが如何に強いものであるかと云ふことを大體見たと思ふのであるが、次に然らば北京市の出身

者といふのは一體どの位あるのか、即ち北京市出身者と地方の出身者との比較を試みるならば、

	北京市	地方	總數	北京割合
總數	四三	三、九三	四、二六	〇・二一
A、衣	一四	五、六	五、〇	〇・二八
B、食	二〇九	一、六五	一、八六	〇・一一
C、住	一五	一、二九	一、四四	〇・一〇
D、其他	二八	四、三	三、二	〇・八七

これによつて見ると北京市の出身者は僅に四九三人である。その業種については「衣」に關するものが少く、「食」に關するものが比較的多いことがわかる。その業種の種類を細分すると四十種に過ぎないので、先きに掲げた七十六種の公會數と比較すると、北京市の出身者が一人も含まれてゐないものが三十六種の多きに上ると云ふことが注意されなければならない。北京市出身者を含む四十種の公會の會員總數四千四百七十六人に比すれば、北京市出身者の割合は一割一分となるが、これを七十六種の全公會會員七千二百七十七人に比すれば、僅かに七分に過ぎないことがわかる。



次に、北京市以外の重要都市の商會について同郷性を見るのに、例へば上海總商會<sup>1)</sup>について若干調べたものがあるので、それを参考までに掲げると、(民國十七年)

總數	四八〇	湖北	四
浙江	二三五	湖南	四
江蘇	一四四	江西	四
廣東	五五	直隸	二
安徽	一九	福建	二
四川	五	貴州	一
山東	四	廣西	一

となつてゐる。なほ上海の郷帮と業帮との關係については次の如く知られてゐる。山東帮と繭。安徽省の徽寧帮と茶、墨。江西帮と藥、磁器、夏布、紙業。四川帮と藥、白蠟。江蘇省の無錫帮と絲業。浙江省の金華帮と火腿、錢江帮と綢緞、紹興帮と錢莊、酒、寧波帮と棉花、雜貨、煤炭、錢莊、藥材、魚菜、貿易。福建帮と木材、漆器、烟。廣東帮と綿布、雜貨、糖、買辦、貿易。

北京市商會の同郷性

更に上海の金融關係者<sup>2)</sup>については、銀行が浙江(一)、江蘇(一四)、山東(二)、廣東(二)、福建(一)、安徽(一)。信託は浙江(二)。保險は廣東(三)、浙江、江蘇、貴州が各一。錢莊は浙江(一四)、江蘇(二)、廣東(一)となつてゐる。

かくて支那社會に於ける同郷性の如何に根深いものであるかと云ふことの一端を知り得たと思ふ。

(一六・三一)

北京市商會顧問馬瀛岑氏並に東京市經濟局北京出張所の森三吉氏に感謝す。

1) 橋樑氏「支那社會研究」二二五頁。  
 2) 同上、二二四頁。  
 3) 同上、二三三頁。